

東京都認知症対策推進会議 仕組み部会(第6回)

次 第

東京都庁第一本庁舎 3 3 階北側 特別会議室 N 2
平成 2 0 年 1 1 月 1 8 日 (火) 午後 5 時 0 0 分から

1. 開 会

2. 議 題

- (1) 第 5 回仕組み部会及び第 4 回東京都認知症対策推進会議における議論のまとめ
- (2) 認知症地域資源ネットワークモデル事業の取組状況について
 - ・地域資源マップ
 - ・徘徊 SOS ネットワーク
- (3) 認知症支援拠点モデル事業の取組状況について
- (4) 認知症対策サイトの構築について

3. 閉 会

[配付資料]

東京都認知症対策推進会議 仕組み部会委員名簿

(資料 1) これまでの議論のまとめ

(資料 2) 練馬区における地域資源マップの検討状況

(資料 3) 多摩市における徘徊 SOS ネットワークの取組み

(資料 3 (1)) モデル事業における個人情報の取扱いについて (その 2)

(資料 4) 認知症支援拠点モデル事業の取組状況

(資料 5) 認知症対策サイトの構築について

(参考資料 1) 個人情報保護法 (抜粋)

(参考資料 2) 高齢者虐待の防止、高齢者の養護に対する支援等に関する法律 (抜粋)

「東京都認知症対策推進会議(仕組み部会)」委員名簿

◎部会長

区分	氏名	所属・役職名
学識経験者	下垣 光	日本社会事業大学社会福祉学部准教授
	永田 久美子	認知症介護研究・研修東京センター主任研究主幹
	◎林 大樹	一橋大学大学院社会学研究科教授
	元橋 一郎	弁護士 (神田お玉ヶ池法律事務所)
事業者	岡島 潤子	特定非営利活動法人東京都介護支援専門員研究協議会副理事長 (株式会社やさしい手 在宅サービス事業本部居宅介護支援事業部 部長)
代表家族	牧野 史子	特定非営利活動法人介護者サポートネットワークセンターアラジン理事長
行政関係者	井上 悟	中部総合精神保健福祉センター保健福祉部広報援助課長
	酒井 威	葛飾区福祉部高齢者支援課長
	横道 淳子	府中市福祉保健部高齢者支援課府中市地域包括支援センター包括マネジメント担当主査

各区分において50音順

(オブザーバー)	紙崎 修	認知症地域資源ネットワークモデル事業モデル地域代表 (練馬区福祉部参事 (在宅支援課長事務取扱))
	二宮 勇	認知症地域資源ネットワークモデル事業モデル地域代表 (多摩市健康福祉部高齢支援課長)
	井上 信太郎	認知症支援拠点モデル事業補助事業者連絡会代表 (有限会社心のひろば代表取締役)
	森 一	認知症地域資源ネットワークモデル事業(練馬地区) 委託事業者 (株式会社ピー・シー・イー東京本社技術部長)
	成瀬 恵宏	認知症地域資源ネットワークモデル事業(多摩地区) 委託事業者 (株式会社都市設計工房代表取締役)

「東京都認知症対策推進会議(仕組み部会)」幹事名簿

氏名	所属
諏訪 彰弘	警視庁生活安全総務課生活安全対策管理官
坂本 博文	福祉保健局高齢社会対策部在宅支援課長

第5回仕組み部会

1 開催日時

平成20年6月30日（月）17:00から19:00

2 検討内容

(1)認知症地域資源ネットワークモデル事業について

- 練馬区、多摩市両区市の地域資源マップ（試作版）の紹介
 - ・コンセプト、対象者、使用方法等について
 - ・作成の検討過程について
- 地域資源マップ作成による成果の普及・活用について
- 事業スケジュールについて

(2)認知症支援拠点モデル事業について

- 各モデル事業者の取組状況と実績、課題について

3 主な意見

(1)地域資源ネットワークモデル事業について

○地域資源マップ（試作版）について

- ・地域資源としてマップに掲載された施設等に対しては、認知症についての最低限の知識や、資源同士のチームワークの取り方等について説明してほしい。
- ・（マップに載せた地域資源について）実際の住民の動きに即して考えると、生活圏や住区を越えて利用する資源もあると考えられる。このようにマップの外に所在するが資源として紹介する必要のあるものについて、考慮が必要。
- ・他地域の情報冊子作成事例では、具体的事例をストーリー化し、個々の場面から、支援例などを調べられるような構成にしたものがあった。

○地域資源マップ作成による成果の普及・活用について

- ・①地域マップ作成の過程でどのようにネットワークができてきたか、②地域づくり対策としてのマップの作成にはどのように取り組めばいいのか等、このプロセスを体験した人でなければ分からない情報を整理し還元して行くことが必要。
（→マップの成果物だけを見せると結果の形だけが踏襲され、ネットワーク作りには生かされない可能性がある。）
- ・マップ作成のスキームを使ったボランティア等の自主グループの活用が考えられるのではないかと。例えば、このマップを参考に自分の地域を歩きながら情報をチェックすれば、そのエリアのマップができてくる。自ら作成したマップを活用することに対するモチベーションも高いので、ネットワーク作りにも直結する。

(2)認知症支援拠点モデル事業について

- 19年度の活動実績をみると、これまでなかなか進まなかった地域づくりに短期間でチャレンジしたものと評価できる。だからこそ、都には、関係者や都民に、直接知ってもらう機会を設けてほしい。
- 将来継続して普及していくことを考えると、報告書などの文字情報だけでなく、映像に残すなど、記録方法にも十分留意する必要がある。

(3)その他の意見

- 認知症の人への支援策を考える場合、本人の意思を確認することが困難になるため、抽象的にその人の意思に合致しているのかという視点だけになる可能性がある。こうした抽象的な視点から見ると、協力者・関係者の間で利益相反が生じる可能性があることに留意が必要。

第4回東京都認知症対策推進会議

1 開催日時

平成20年8月20日（水）15:00から17:00

2 報告内容

(1)地域資源ネットワークモデル事業について

- 両区市の地域資源マップ（試作版）の紹介
- 地域資源マップのコンセプト、検討過程等について報告

(2)認知症支援拠点モデル事業について

- 各モデル事業者の主な取組状況について報告

3 推進会議委員からの主な意見

○地域資源ネットワークについて

- ・保険者単位や行政区画を1つの地域として考えることが多いが、住民の生活圏はそれらの枠を超えており、生活圏の中にどのような地域資源があるかが重要である。
- ・徘徊 SOS や行方不明者を探す場合のネットワークについては、様々な連絡先がマップに書いてあるのみでは役に立たず、実際にどの機関が責任を持って動くのかについても確立されている必要がある。

○地域の見守りネットワークについて

- ・多くの方がネットワークに関係することにより、犯罪に結びつく危険性が高まることについても考慮する必要がある。

○地域資源マップについて

- ・地域資源には、地域ごとの違いがある。その地域の多様な事業者や職種、住民が、どの様に認知症の人を協働して見守っていくのかといった理念が書いてあるとよい。

練馬区における地域資源マップの検討状況

1 第5回仕組み部会後の検討状況

目的及び項目

- 【目的】○地域資源マップ（試作版）を基に、体裁、内容について検討を重ね、より役立つ情報集へと改正すること
- 【項目】○理念の明確化
○配色、レイアウト、頁数の形態・分量

改正点

- 冒頭部に冊子の理念を明記（「道案内」のための「お役立ち情報集」と位置付け）
- オレンジ・リングをイメージした配色を表紙部に採用するとともに携帯性・利便性・視認性の向上を図るための全頁のレイアウトの検討（頁数は「試作版」の半分程度に減少）
- 7つに分類された具体的な目的から「お役立ち情報」を探していくための検索について記載された前半部分の頁数と文字数を減らして検索の利便性を向上

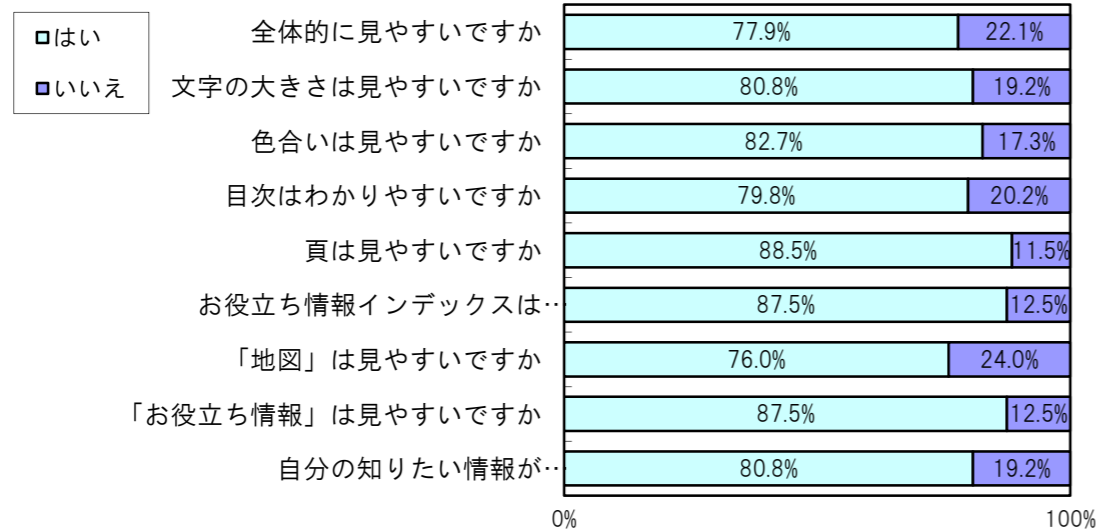
2 アンケートの実施

目的及び項目

- 【目的】○介護サービス従事者、保健師、高齢者やその家族の感想・意見を集約し、完成版作成に向けた参考とする
- 【項目】○全体的な見やすさ、文字の大きさ、色合い
○目次・インデックス・地図・お役立ち情報の見やすさ
○情報の探しやすさ

アンケート結果

対象者（104名）



寄せられた意見・感想等

▶文字や全体的見やすさ等について

- ・全体的に見やすく、わかりやすいと思う。
- ・文字が大きく見やすいと思う。
- ・実用的にまとめられている。ページの「はじ」に索引のしおりをつけた方がよりわかりやすいと思われる。
- ・このような情報集があれば困ったときに便利だと感じた。
- ・「地域の支えで落ち着いて過ごせたAさん」の「不安と同じ所に明るい灯がありました。」という話に感動しました。
- ・保存版として配布する場合には、紙質を考えて欲しい。
- ・モデル地区（豊玉、中村地区）以外の場所でも作成して欲しい。
- ・早く仕上げたい。

▶情報の検索について

- ・ケアマネジャー等職員には活用できると思うが、認知症の人や高齢者には必要な情報に行きつくまでが大変そうな印象を受けた。
- ・もし自分が高齢者なら、目次→索引→情報の前に情報を探す事を諦めてしまう。
- ・認知症の本人がこれで判別することは難しいのではないかと。家族にとっては大いに参考になると思う。
- ・1つの困りごとに対していくつもの吹き出しがあり、どこへ相談すればいいのか迷ってしまう感じがする。

▶「お役立ち情報」について

- ・老人クラブや自治体がどのようなことをやっているのかの詳細が、このマップで分かるのもっと良い。
- ・商店（街）の配達してくれる店を知りたい。
- ・多くの情報を盛り込みすぎだと思う。もう少し整理をして、わかりやすい言葉にした方が良いと思う。
- ・「お役立ち情報集」の表題は、もう少し柔らかくわかりやすい表現はないのだろうか。
- ・情報の重要度がわかりにくく、公共的なもの、民間ボランティアによるもの、企業によるものの差がわからない。
- ・地図に、トイレの場所や車いすでも入りやすい場所等の記載があってもいいのではないかと。

3 得られた成果・今後の予定

◆得られた成果

- 「地域資源マップ(試行版)」の閲覧の過程において、地域の商店会や住民の方からサポーター養成講座の要請や徘徊SOSネットワーク構築への協力申し出があった。
- 「地域資源マップ」の検討・作成過程の中で、よりあい喫茶「オレンジひろば」（31P）や、認知症予防の要素を持った会食・配食サービスを行う、食のほっとサロン「中村グループ」（24P）が誕生した。

◆今後の予定

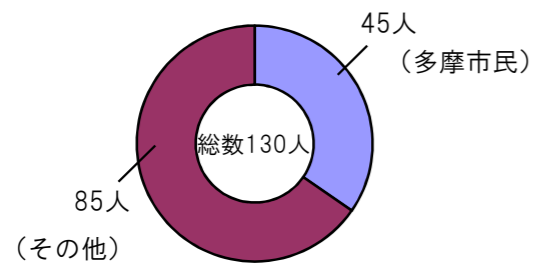
- 今年度末までに、モデルエリア内の高齢者世帯を中心に、民生委員や事業所、関係住民など、幅広く配布
- モデルエリア対象の「地域資源マップ」とは別に、医師会と協議し、早期発見・受診につながる区民向けパンフレットを年度末に発行

多摩市における徘徊SOSネットワークへの取組

多摩市における認知症による徘徊の現状

(1)多摩中央警察署における認知症高齢者の保護件数

【平成19年の保護件数】



多摩市民	その他	計 (人)
45	85	130
34.6%	65.4%	100%

【平成20年の保護件数】

〔平成20年1月1日～9月10日〕

多摩市民	その他	計 (人)
66	44	110
60.0%	40.0%	100%

保護件数の増加傾向

(2)事例の検討

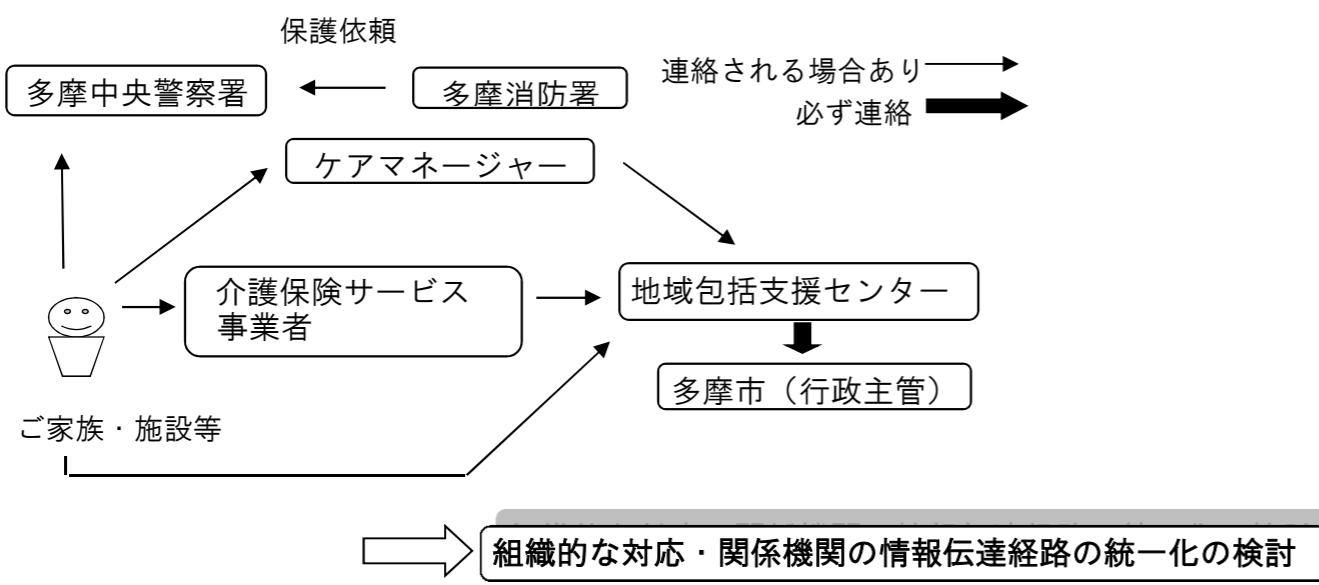
〔概要〕73歳女性（要介護2）がある日の夕方、京王線S駅まで夫婦で出掛けてはくれる。夫は体調不良で帰宅。2時間半後に家族から警察へ通報。ご息子が車で夜通し探す。担当のケアマネジャーは翌朝電話をしたとき行方不明を把握。

本人は翌朝9時に埼玉県O市で警察が保護（交通経路不明）

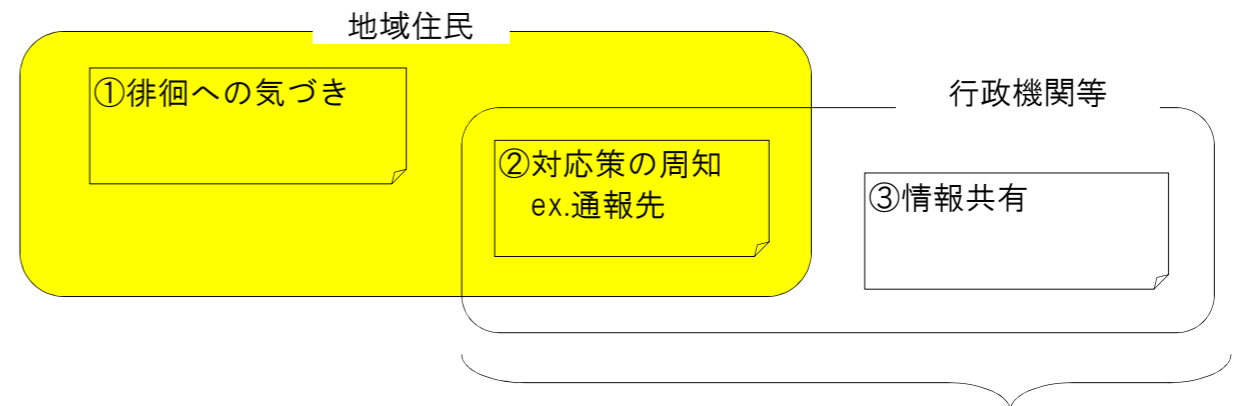
〔対応〕1時間経過して所在がわからない場合は徘徊と判断し、担当のケアマネジャーと警察に連絡することを家族とケアマネジャーが申し合わせ

初動時の対応力の向上の必要性

(3)徘徊発生時の現行の対応状況

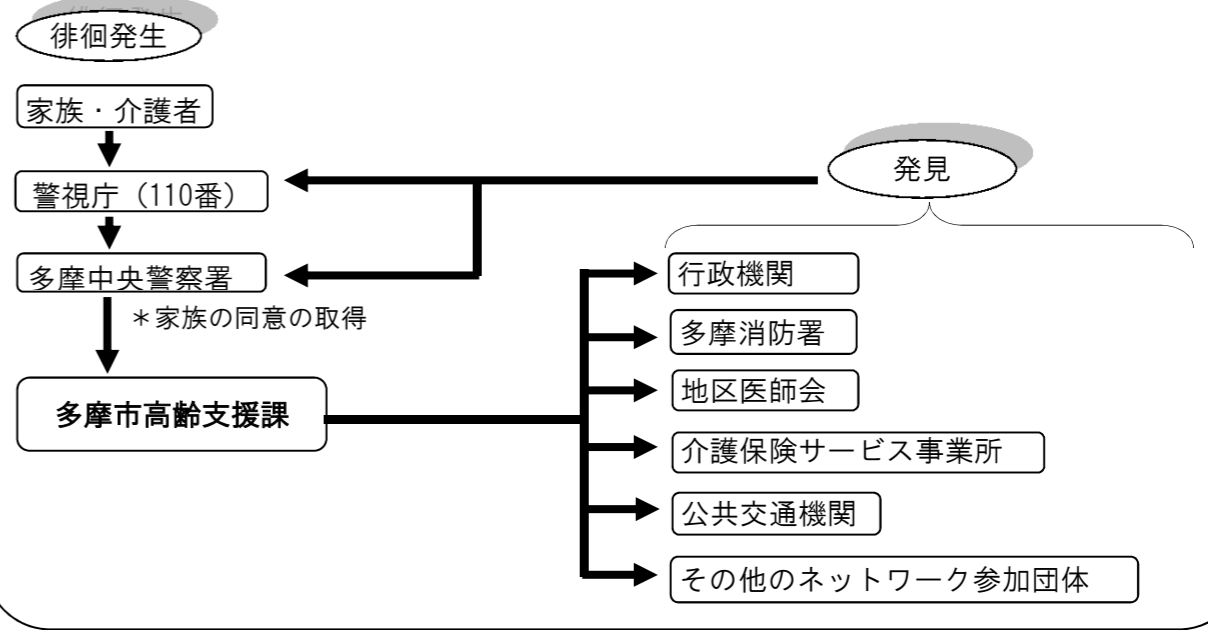


徘徊SOSネットワーク構築のイメージ



地域住民による対応
徘徊している人を地域住民が見つけたときに気づいて声をかけ、警察に連絡するまでの対応力の向上を図る。

職におけるネットワーク
多摩市が、主として警察署や消防署、保健所等の公共機関等から協力を得て（以下協力対象団体を「ネットワーク参加団体」という）、徘徊が発生したときに迅速・正確に必要な情報を伝達し、日常業務を通じた目くばりによって徘徊している人の早期発見を図る。

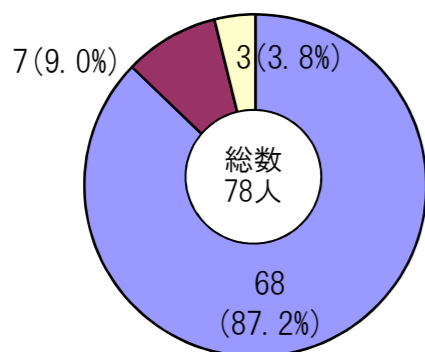


模擬訓練について

地域住民の徘徊への気づきと対応力向上訓練の概要

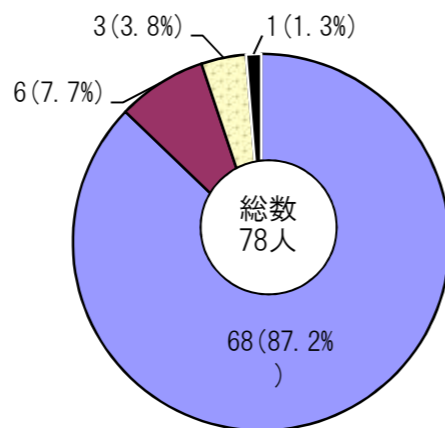
- ▶ **目的**
地域住民が徘徊している高齢者の人に遭遇したときの気づき・声かけ・警察への通報の方法を習得
- ▶ **実施日時/会場**
平成20年10月4日（土）14:40～15:00/諏訪商店街広場
- ▶ **主催**
「オレンジの輪」実行委員会(＊)、多摩市高齢支援課
(＊)多摩市コーディネート委員会委員、諏訪地区の老人会、家族会により構成
- ▶ **実施内容**
・諏訪地区の住民を対象としたサポーター養成講座講座終了後に開催
・徘徊している人を発見した際の対応例を寸劇にして上演した後、徘徊している人への声掛けのポイントを解説
・警察署の職員による110番通報の方法の説明
- ▶ **参加者** 80名
- ▶ **実施後のアンケート結果**
78名分回収（参加者…64名、実行委員…14名）

【今後の気づき】



- 気づけると思う
- もう1～2回受講すれば気づける
- 何度受講しても気づけるかどうか自信がない

【今後の声かけ】



- たぶん声かけできる
- もう1～2回受講すれば声かけできる
- 何度受講しても声かけできるかどうか自信がない
- その他

▶ 得られた成果

- ・徘徊が発生したときの地域住民の気づきの向上を実現できた。

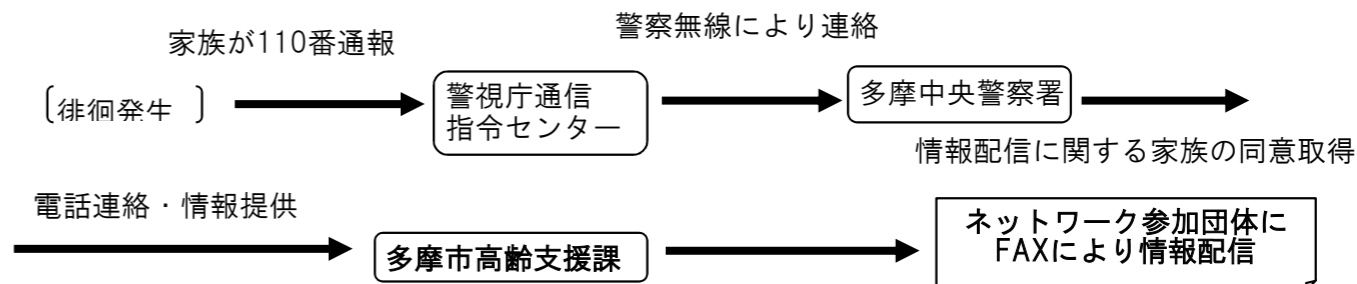
今後検討を要する課題

- ネットワークに関する広報活動による地域住民への理解、普及促進
- 「職におけるネットワーク」における事務局組織の体制の向上、ネットワーク参加団体内部の伝達体制の整備
- 情報の伝達における家族からの同意取得の必要性・内容・方式、情報発信の可否等の判断基準の明確化、伝達方法等の検討
- ネットワーク参加団体が受領した個人情報の管理方法に関する取り決めの検討

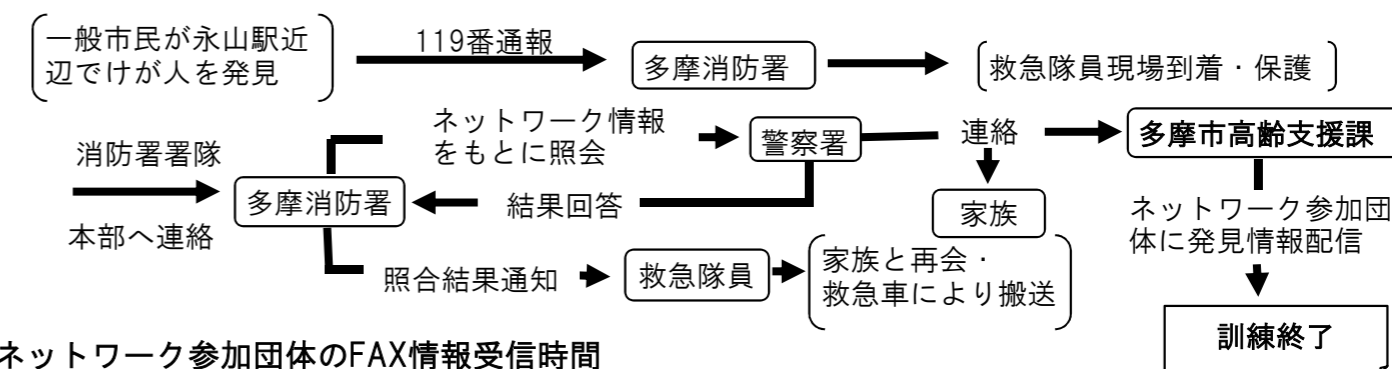
徘徊SOS情報伝達訓練の概要

- ▶ **目的**
徘徊SOSネットワークの構築に向けてネットワーク参加団体を対象に実施。実際に徘徊が発生した場合を想定し、FAX等の伝達手段により必要な情報が迅速・正確に送付・受信されるかを検証
- ▶ **実施日時/会場**
平成20年10月30日（木）13:00～14:00/永山駅周辺
- ▶ **主催**
多摩市高齢者問題情報連絡会(＊)、多摩市高齢支援課
(＊)2008年4月発足。多摩市高齢支援課、多摩中央警察署、多摩消防署、南多摩保健所、多摩総合精神保健福祉センター、多摩市社会福祉協議会により構成され、高齢者に関連した課題・情報を共有
- ▶ **参加団体**
多摩市高齢者問題情報連絡会、多摩市医師会、介護保険サービス事業所、地域包括支援センター（6ヶ所）
- ▶ **実施内容**
家族による110番通報、市民による119番通報とネットワーク参加団体の情報伝達訓練を実施

○徘徊発生～情報配信



○発見～訓練終了



▶ ネットワーク参加団体のFAX情報受信時間

- ・徘徊発生情報配信時 最長時間…12分 最短時間…0分 平均時間…6.2分
- ・発見情報配信時 最長時間…20分 最短時間…1分 平均時間…7.4分

▶ ネットワーク参加団体の感想

- ・FAXを受信したあとの担当部署への連絡について事前に申し合わせをしており情報がスムーズに流れた。
- ・実際に発生したときのFAXによる情報の受信の確認に関する取り決めに内部で決めておく必要がある。

▶ 得られた成果

- ・警察署と消防署の情報の連携の訓練が実施できた。

モデル事業における個人情報の取扱いについて(その2)

個人情報に関するこれまでの検討状況(その1)

(第3回、第4回仕組み部会での検討)

■ 事例

介護サービス事業者が地域包括支援センター等と連携して、地域の高齢者の見守りマップの作成や徘徊時のためのネットワークを構築する事業。

【具体的には…】

- ・介護サービス事業者が、徘徊の可能性のある在宅高齢者の「見守りマップ」を作成する。
- ・「見守りマップ」は、民生委員、近所の人などがそれぞれに持っている情報を介護サービス事業者が集約して作成する。
- ・その「マップ」をネットワークの構成員が共有し、現に徘徊が発生したときだけでなく、構成員が定期的な高齢者を訪問したり、安否を確認したりするためにも使用する。

■ 検討趣旨

より多くの関係者が個人情報を共有した方が具体的・個別的な支援に結びつけやすい一方で、近年の個人情報に対する意識の高まり等から、安易な情報のやりとりは行うべきではないとも考えられる。

そこで、この場合の適切な個人情報の取扱いについて検討したい。

■ 検討状況

□ 法制度上の視点

① 個人情報の収集(16条)

- ・個人情報保護法の解釈上、目的を明確にして必要最低限の範囲の個人情報を集めるということであれば、本人の同意を得ることなく収集することは可能。

② 個人情報の第三者提供(23条)

- ・見守り等の支援が必要な高齢者の個人情報を本人の同意なく第三者に提供することについては、「同意なく第三者提供が認められる場合」を定めた法第23条中の規定に該当する可能性が低いと考えられるため、困難。
- ・本事業を委託して実施する場合には、個人情報を事業の委託先に提供しても第三者提供にはあたらないが、本事業が委託になじむのかは別途検討が必要

□ その他事業の性質上の視点

- ・取得する情報の内容や情報を共有する範囲、情報が漏れた時の管理方法について検討しておくことが必要。
- ・できれば本人もしくは家族から同意を得られた人だけを対象にした方が現実的ではないか。

認知症の本人・家族の地域生活を支援するという目的にかなうよう、
個人情報の取扱いについては、今後とも検討・確認していく。

今回の検討内容

■ 事例

区市町村が主体となって、地域の他の行政機関や、介護サービス事業者、公共交通機関等と連携して、徘徊などにより行方がわからなくなった認知症高齢者等をできるだけ早期に発見するためのネットワークを構築する事業(以下「徘徊SOSネットワーク」)

【具体的には…】

- ・区市町村が主体となって、徘徊発生時の徘徊SOSネットワーク参画機関の役割分担や、情報伝達体制などの取り決めを行う。
- ・参画機関には、区市町村のほか、警察、消防、民間事業者が含まれる。
- ・徘徊発生時には、上記の取り決めに従い、行方不明者の個人情報を参画機関に一斉に伝達する。
- ・情報を受け取った参画機関は、上記取り決めに従い、行方不明者の探索に協力する。
- ・現に行方不明者が発生しており、その探索の依頼が徘徊SOSネットワークにあった時点から、本人による事前の申し込みや登録の有無に関わらず機能する。

■ 検討趣旨

参画機関が個人情報取扱事業者であり、かつ、区市町村が個人情報保護法と同じ規定の個人情報保護条例を定めている場合における、現に行方不明者が発生した場合を対象としたネットワークでの個人情報の適切な取扱いについて検討し、今後、東京都及び都内各区市町村が徘徊SOSネットワークを構築するための参考としたい。

○行方不明者が発生した場合、本人の個人情報を参画機関に提供することができるか。また、参画機関はその個人情報を取得することができるか。

→できる場合

- ・個人情報保護法上の根拠規定と解釈
- ・実施上の留意事項
 - ・法令上「できる範囲」に限定があるか
 - 例) ・ネットワーク参画機関の範囲
 - ・発生前と発生後
 - ・事業の性質上どのような点に留意すべきか
 - 例) ・家族の同意

→できない場合

- ・個人情報保護法上の根拠規定と解釈
- ・同様の効果を実現するための方策としてどのようなネットワーク作りが考えられるか。

今後の対応予定

- 仕組み部会における検討を踏まえ、徘徊の可能性のある認知症高齢者等に対する見守り・探索に関するネットワークにおける個人情報の取扱いについて整理
- 都の徘徊SOSネットワーク構築等に生かすと共に、区市町村に情報提供

認知症支援拠点モデル事業の取組状況

資料 4

事業者名	事業名	事業内容	実績及び今後の取組み
グループホームかたらい (認知症対応型共同生活介護) 世田谷区・(NPO) 語らいの家	あんしん生活マップ	事業者が主体となり、認知症サポーター養成講座で募った7名のボランティアの協力を得て、地域の認知症サポーター、認知症の人が安心して買い物が出来る店舗、認知症をサポートできる医療機関等の所在地を掲載したマップを作成し、認知症の人や家族に配布	<ul style="list-style-type: none"> ・7月商店街の振興組合理事長の店舗を訪問、事業者が作成した「しんせつシール」について説明 ・8月、理事長、振興組合理事会にてシールの趣旨について説明、賛同得られず ・9月、理事長同行のもと、71件の店舗を巡回、シールの説明と配布を実施(今後の取組み) ・商店街におけるシールの貼付状況の確認調査 ・マップの作成(12月完成予定) ・あんしんすこやかセンター(地域包括支援センター)と連携してマップを共同作成することの検討 ・商店街の人たちのサポーター養成講座の受講
	サロン日ようび	日曜日休業のデイ・サービス施設を活用し、認知症サポーターをボランティアとして、また専門職や看護師等を配置したサロンを実施(軽度の方を対象に2~3時間程度預かる様な事業を想定)	<ul style="list-style-type: none"> ・10月末現在参加登録者は6名(6月の時点では4名) ・認知症の症状は重い方と軽い方が混在 ・デイサービスの補足的な機能果たす(家族の認知症のケアに関する相談、デイサービスが定員オーバーの際の利用等) (今後の取組み) ・認知症サポーターをボランティアとして活用すること ・利用者が固定されているので、地域の方が気軽に相談できるサロンを目指していく。
	家族会の開催	デイ・サービス施設や地域の区民集会所を使い、月1回程度専門の医師等を招いて介護相談等を実施	<ul style="list-style-type: none"> ・月1回開催(専門医師、臨床心理士が相談対応)
	認知症勉強会と体験学習	グループホームに近隣の小中学生を受け入れ、認知症の方との触れ合いを通して、福祉への関心を高める	<ul style="list-style-type: none"> ・8月に世田谷区立上祖師谷中学校4名、9月に世田谷区立船橋中学校4名を3日間受け入れ、認知症サポーター養成講座と現場体験を実施 ・9月に地域住民対象の認知症勉強会を開催 参加者40名
グループホームなごみ方南 (認知症対応型共同生活介護) 杉並区・(株)大起エンゼルヘルプ <ケア24(地域包括支援センター)方南併設>	会食会(多楽福会)	事業者が毎月1回グループホームに地域の方を招き会食会を開催、認知症の勉強会やグループホームについての説明会、区の保健師や地域包括支援センター職員も招いた相談事業を併せて実施	<ul style="list-style-type: none"> ・月1回程度実施(10月末までに6回実施済み) ・食事づくりはボランティア(サポーター)を募って対応、職員は一般参加者と入居者との橋渡し役に専念 ・ボランティアに対する研修会を実施(栄養士…食事づくりを指導、保健師…認知症について講義) ・参加者 各回30~40名
	地域交流(手作りプランターの設置)	施設の入居者・利用者と地域住民との相互協力により、近隣の通路や公園等へ手作りプランターを設置することにより施設と地域との顔なじみの関係をつくりあげること(材料は近隣の店舗、施設等からペットボトルを収集、近隣の保育園に色付けを依頼、近所の人や大学生に植え付けを依頼)	<ul style="list-style-type: none"> ・5月と10月に実施 ・1回目はプランターを近所に配布するだけであったが、2回目は近所の花屋さんの指導により、参加者が協働して、なごみの中庭に花壇を作り、近所の保育園の園児が作った看板を記念碑として設置。 ・プランター配布個数。(1回目300個、2回目150個) ・参加者(1回目68名、2回目53名)

事業者名	事業名	事業内容	実績及び今後の取り組み
至誠キートスホーム（介護老人福祉施設） 立川市・（社福）至誠学舎 立川 <北部中さいわい地域包括支援センター併設>	認知症支援ボランティア講座	地域で生活している認知症高齢者を理解し、支援の出来るボランティアの担い手を養成することを目的とする講座を開催	<ul style="list-style-type: none"> ・6月に実施、参加者24名 ・実施内容：講義、介護体験報告、認知デイでの実習、サロン活動報告 ・【アンケート結果】（回収17名） 介護状況）「介護当事者」10名、 参加活動）「介護に役立てたい」11名「ボランティア希望」4名 （今後の取り組み）「認知症サポーター養成講座」追加研修の開催(11月)
	介護者教室	事業者が認知症高齢者の介護者を対象とした講演会や学習会を開催し、在宅介護者を支援	<ul style="list-style-type: none"> ・6月に実施 参加者：21名（介護者6名、ケアマネージャー4名、職員11名） ・実施内容：キートスのショートステイ利用者の家族とサービス提供職員が講義を聞き、その後意見交換会を行うことにより、家族と職員の交流を図る （今後の取り組み）男性のための認知症介護教室の開催（11月）
	認知症介護支援事例研究会	事業者が関係機関の専門職を対象に事例研究の機会を提供し、相互理解と関係者のネットワークの形成を促進	<ul style="list-style-type: none"> ・6月に実施（施設と施設外の介護支援専門員が2事例発表、30名参加） ・9月に実施（市内の居宅介護支援事業所の介護支援専門員が1事例発表、6名参加） ・9月から開業医、サポート医、訪問看護事業所に案内配布したが参加者なし （今後の取り組み）医療関係者への参加の呼びかけ
	高齢者サロン活動	公民館や個人の家等を活用し、身近なところで見守りや交流の場を実現するためのサロン活動を支援	<ul style="list-style-type: none"> ・希望者を対象に「高齢者サロン活動入門」を7月に実施（参加者：17名） ・参加者のうち3名がサロン活動に向けて取り組み開始（1名の方が3回実施）
	認知症に関する地域懇談会の開催	認知症の人を支える仕組み作りを目指して関係機関の相互理解と情報交換のための懇談会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・地域懇談会の構成員に認知症について理解してもらう目的でシンポジウムを7月に実施（参加者：81名 民生委員20名含む 実施内容：講演、グループ討議） （今後の取り組み） ・地域懇談会で認知症の人の支援を議題に取り上げてもらうことを働きかけていく
地域ケアサポート福わ家 （小規模多機能型居宅介護） <青梅市、(有)心のひろば>	認知症緊急時対応サービス	事業者が24時間対応の認知症相談窓口（相談対応職員1名）を設置し、依頼があれば訪問サービスを提供	<ul style="list-style-type: none"> ・10月末実績…相談件数32件、訪問件数19件 ・地域包括支援センターとの連絡会を5月から毎月開催 ・市の高齢サービス案内誌に10月に掲載され、その後件数増加 ・専用のアセスメントシートと個別支援計画の書式を作成した。 （今後の取り組み） ・一定期間、計画的に関わって課題解決を行う必要のある相談事例について、目標と援助終了のタイミングについて定める。
	認知症かいご支えあう家族の会はあーとサロン	介護家族が、センター方式を活用し認知症の理解を深めることで精神的負担を緩和し、家族介護の質の向上を目指し、事業者がサロンとして場を提供する（小規模多機能型居宅介護の家族と外部の在宅介護者との共同開催）	<ul style="list-style-type: none"> ・月1回開催（5回実施 延べ20人参加 うち公開講座参加者13名） ・10月は介護家族以外の一般市民向けの公開講座として開催(近隣住民へのポスティング、ポスターの掲示、市報で広報) （今後の取り組み） ・公開講座に参加した介護家族に通常への家族会への参加を呼びかけていく。家族会の内容も情報提供や勉強テーマを設定していくことでリピーターを増やしていく。

事業者名	事業名	事業内容	実績及び今後の取り組み
地域ケアサポート福わ家 (小規模多機能型居宅介護) <青梅市、(有)心のひろば>	教育・啓蒙活動	事業者が地域住民への啓蒙用のテキストとして活用できるパンフレットを作成し地域の関係機関に配布	<ul style="list-style-type: none"> ・ケアマネ向け勉強会を3回実施(計94名参加) ・郵便局・青梅消防署に認知症高齢者に関して協力要請、出張講座利用を呼びかける ・地元スーパー・近隣診療所にチラシ・パンフを配布 ・近隣住民との交流(グランドゴルフ参加など)(今後の取り組み) ・12月に地元自治会の集会で認知症出張講座を開催 ・1月にケアマネ連絡会で講演
グループホームきずな(認知症対応型共同生活介護) <日野市、(社福)創隣会、在宅介護支援センターあいりん併設>	認知症理解促進事業	事業者が認知症サポーター養成講座や認知症予防についての出前講座を実施して認知症に関する理解を促進	<ul style="list-style-type: none"> ・出前講座(10月末現在 6回実施 サポーター養成講座104名受講)(※19年度からの延数 14回実施 サポーター養成講座371名受講) ・老人会や自治会対象のサポーター養成講座は地域包括、企業や学校対象のサポーター養成講座はきずなの役割分担で実施 ・日野市のサポーター養成目標1,700人 10月末現在1,204人養成
	ネットワーク会議	地域の関係機関に対する事業の周知と情報の共有化を図ることを目的として、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、居宅介護支援事業所等の関係事業機関との連絡会議を事業者が主体となって開催(市との事業検討会の開催日に併せて開催)	<ul style="list-style-type: none"> ・2ヶ月に1回(偶数月に)開催(10月末現在4回開催) ・ネットワーク会議のメンバーには事業検討会の構成員である日野市高齢福祉課職員2名も参加(今後の取り組み) ・医療関係者との連携
	認知症高齢者を介護する家族会	事業者が主体となり地域で認知症高齢者を介護している人たちによる家族会を結成し、定期的な会合を開催	<ul style="list-style-type: none"> ・偶数月に開催(10月末現在 4回開催 延25名参加)
	認知症高齢者在宅マップ作り	事業者が地域内の在宅で生活している見守りが必要な認知症高齢者の情報の共有化を図るためのマップを作成	<ul style="list-style-type: none"> ・家族の同意を得た方(現在1名)の「パーソナルマップ」の作成を検討 ・過去の徘徊時に発見された場所、発見時に協力してくれた方の住居を掲載 ・地域の民生委員や、高齢者見守り支援ネットワーク関係者の情報を掲載 ・12月に完成予定(今後の検討) ・パーソナルマップの配布先
	認知症高齢者の実験的就労デイ	事業者が認知症高齢者に対応可能な作業を用意して仕事に従事する役割を提供	<ul style="list-style-type: none"> ・毎週開催 22回開催 延151名参加 (H20.6月以前は隔週開催) ・10月末現在利用者は10名(男性6名、女性4名)(プログラム…洗車、清掃、日曜大工、和菓子作り、製本・切手きり 報酬…食事、嗜好品) ・ひのケアマネ協議会を通じて募集(今後の取り組み) ・事業化へ向けた検討

現在の認知症関連情報の掲載状況

- 東京都福祉保健局サイトの一部として存在
URL : <http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/>
- 月間アクセス数(平成20年4~8月の平均) : 6,352アクセス
(高齢者分野全体(月間約17万アクセス)の4%程度)
- 主なコンテンツ

・認知症対策推進会議

会議・部会の配布資料や議事録、調査報告書の公開

・認知症高齢者を地域で支える東京会議

東京会議の配布資料、議事録の他、認知症の基礎知識やリンク集を掲載

・シンポジウム「認知症になっても今を生き生きと暮らせるために」報告

平成19年度に開催された認知症シンポジウムの概要報告

・認知症介護研修について

介護従事者向け研修のスケジュール、パンフレット等を掲載

情報量の増加によって、今では情報へのアクセスが煩雑・困難に

コンテンツの
散在・埋没

不規則な
階層構造

認知症の基礎的な理解を啓発する「認知症について知ってください」のページなどが深い階層にあり、たどりつのが困難。

<認知症について知ってください>に到達するための手順

- ①福祉保健局トップページから「高齢者」をクリック
- ②「認知症高齢者を地域で支える東京会議」をクリック
- ③「認知症高齢者を地域で支える東京会議」をクリック
- ④「認知症について知ってください」をクリック

「認知症対策」カテゴリに虐待関連の情報が混在しており、コンテンツが見つげづらい。

不慣れた
カテゴリ区分

- 認知症対策
- 認知症対策推進会議
 - シンポジウム「認知症になっても今を生き生きと暮らせるために」報告
 - 認知症高齢者を地域で支える東京会議
 - 高齢者虐待防止 一尊厳ある暮らしの実現を目指して
 - 養護者による虐待に関する相談・通報窓口
 - 養介護施設従事者等による虐待に関する相談・通報窓口
 - 養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況
 - 東京都高齢者虐待対応マニュアル(PDF版)
 - 身体拘束廃止に向けた実践事例

高齢者分野の情報の中に、認知症に関する情報が埋没している。(丸囲みが認知症情報)



モデル事業の周知に関する意見

(第5回仕組み部会)

- 都民や関係者に直接知ってもらう機会が都として作れないか
- 報告書などの文字情報だけでなく、事業経過の写真などの映像も活用して、「見える形」で資料化できないか

認知症対策新サイト(案)

コンセプト

見やすくわかりやすい認知症ポータル(玄関)サイトの構築

メインターゲット

- ①認知症の、あるいは認知症かな?と思っている本人・家族
- ②認知症について知ろうとしている一般都民
- ③都の施策の動向や、他事業者・区市町村の先駆的取り組みを知ろうとしている介護、医療の専門職や関係機関

新サイトの特徴

①情報の一元化

- >局のホームページに分散している認知症関連の情報をひとつのサイトに集約することで、容易に情報へアクセスできる環境を整える。
- >局のトップページに認知症新サイトへのバナーリンクを貼り、サイトへの導線とする。

②コンテンツの充実

- >都民への普及啓発、情報公開を進めるためのコンテンツを充実させる。
- >事業者・区市町村向けに、先駆的取り組みの報告なども行う。

一般都民向けコンテンツ(案)

★は新規コンテンツ

- ・若年性認知症について★
- ・相談窓口へのリンク★
- ・認知症について知っていますか
- ・講座、研修、行事の案内

事業者・区市町村向けコンテンツ(案)

- ・モデル事業の取組状況報告★
- ・報道発表(会議の開催案内等)
- ・認知症関連調査の報告書
- ・認知症対策推進会議の資料、議事録

③適切なカテゴリー、階層構造の構築

- >コンテンツのカテゴリー区分や階層構造を一から見直し、一般都民、事業者、行政関係者の別なく利用者が使いやすいよう再構築する。

新サイトのカテゴリ・階層(案)

- ・認知症の基礎知識
 - 認知症について知っていますか
 - 若年性認知症について
- ・東京都の取組
 - 認知症対策推進会議
 - 議事録
 - 配布資料
 - 東京会議
 - 調査
 - 専門医療機関実態調査
 - 若年性認知症生活実態調査
 - モデル事業報告
- ・講座、研修、行事
 - サポーター養成講座
 - 認知症介護研修
 - 認知症シンポジウム
 - 平成20年度
 - 平成19年度
 - 東京キャンペーン
- ・相談窓口
 - 局内関係部署へのリンク
 - 関係機関へのリンク

個人情報保護に関する法律（抜粋）

（平成十五年五月三十日法律第五十七号）

第一章 総則（第1条—第3条）
 第二章 国及び地方公共団体の責務等（第4条—第6条）
 第三章 個人情報の保護に関する施策等
 第一節 個人情報の保護に関する基本方針（第7条）
 第二節 国の施策（第8条—第10条）
 第三節 地方公共団体の施策（第11条—第13条）
 第四節 国及び地方公共団体の協力（第14条）
 第四章 個人情報取扱事業者の義務等
 第一節 個人情報取扱事業者の義務（第15条—第36条）
 第二節 民間団体による個人情報の保護の推進（第37条—第49条）
 第五章 雑則（第50条—第55条）
 第六章 罰則（第56条—第59条）
 附則

（目的）

第1条 この法律は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることにかんがみ、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

2 この法律において「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。

- 一 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
- 二 前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの

3 この法律において「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。

- 一 国の機関
- 二 地方公共団体
- 三 独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）
- 四 地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）
- 五 その取り扱う個人情報の量及び利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定める者

4 この法律において「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

5 この法律において「保有個人データ」とは、個人情報取扱事業者が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであつて、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるもの又は一年以内の政令で定める期間以内に消去することとなるもの以外のものをいう。

6 この法律において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

（利用目的の特定）

第15条 個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。

2 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

（利用目的による制限）

第16条 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

2 個人情報取扱事業者は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ない

で、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

- 一 法令に基づく場合
- 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(適正な取得)

第17条 個人情報取扱事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(取得に際しての利用目的の通知等)

第18条 個人情報取扱事業者は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

2 個人情報取扱事業者は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下この項において同じ。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

3 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。

4 前三項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

- 一 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- 二 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該個人情報取扱事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
- 三 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

(第三者提供の制限)

第23条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

- 一 法令に基づく場合
- 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

2 個人情報取扱事業者は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。

- 一 第三者への提供を利用目的とすること。
- 二 第三者に提供される個人データの項目
- 三 第三者への提供の手段又は方法
- 四 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。

3 個人情報取扱事業者は、前項第二号又は第三号に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

4 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前三項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

- 一 個人情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合
- 二 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合
- 三 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

5 個人情報取扱事業者は、前項第三号に規定する利用する者の利用目的又は個人データの管理について責任を有する者の氏名若しくは名称を変更する場合は、変更する内

容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

(利用停止等)

第27条 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第十六条の規定に違反して取り扱われているという理由又は第十七条の規定に違反して取得されたものであるという理由によって、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下この条において「利用停止等」という。）を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

2 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第二十三条第一項の規定に違反して第三者に提供されているという理由によって、当該保有個人データの第三者への提供の停止を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

3 個人情報取扱事業者は、第一項の規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(理由の説明)

第28条 個人情報取扱事業者は、第二十四条第三項、第二十五条第二項、第二十六条第二項又は前条第三項の規定により、本人から求められた措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(抜粋)

(平成十七年十一月九日法律第二百二十四号)

第一章	総則 (第1条—第5条)
第二章	養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等 (第6条—第19条)
第三章	養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等 (第20条—第25条)
第四章	雑則 (第26条—第28条)
第五章	罰則 (第29条・第30条)
	附則

(目的)

第1条 この法律は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援（以下「養護者に対する支援」という。）のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この法律において「高齢者」とは、六十五歳以上の者をいう。
- 2 この法律において「養護者」とは、高齢者を現に養護する者であつて養介護施設従事者等（第五項第一号の施設の業務に従事する者及び同項第二号の事業において業務に従事する者をいう。以下同じ。）以外のものをいう。
- 3 この法律において「高齢者虐待」とは、養護者による高齢者虐待及び養介護施設従事者等による高齢者虐待をいう。
- 4 この法律において「養護者による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。
- 一 養護者がその養護する高齢者について行う次に掲げる行為
 - イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
 - ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるイ、ハ又はニに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。
 - ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
 - ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

二 養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

5 この法律において「養介護施設従事者等による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

- 一 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設若しくは同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム又は介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十項に規定する地域密着型介護老人福祉施設、同条第二十四項に規定する介護老人福祉施設、同条第二十五項に規定する介護老人保健施設、同条第二十六項に規定する介護療養型医療施設若しくは同法第百十五条の三十九第一項に規定する地域包括支援センター（以下「養介護施設」という。）の業務に従事する者が、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用する高齢者について行う次に掲げる行為
 - イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
 - ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
 - ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
 - ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
 - ホ 高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。
- 二 老人福祉法第五条の二第一項に規定する老人居宅生活支援事業又は介護保険法第八条第一項に規定する居宅サービス事業、同条第十四項に規定する地域密着型サービス事業、同条第二十一項に規定する居宅介護支援事業、同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービス事業、同条第十四項に規定する地域密着型介護予防サービス事業若しくは同条第十八項に規定する介護予防支援事業（以下「養介護事業」という。）において業務に従事する者が、当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者について行う前号イからホまでに掲げる行為

(国及び地方公共団体の責務等)

第3条 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的な人材の確保及び資質の向上を図るため、関係機関の職員の研修等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護に資するため、高齢者虐待に係る通報義務、人権侵犯事件に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

(国民の責務)

第4条 国民は、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努めなければならない。

(高齢者虐待の早期発見等)

第5条 養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。

2 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止のための啓発活動及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護のための施策に協力するよう努めなければならない。

(相談、指導及び助言)

第6条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止及び養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護のため、高齢者及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行うものとする。

(養護者による高齢者虐待に係る通報等)

第7条 養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定による通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。

第8条 市町村が前条第一項若しくは第二項の規定による通報又は次条第一項に規定

する届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(通報等を受けた場合の措置)

第9条 市町村は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は高齢者からの養護者による高齢者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該高齢者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、第十六条の規定により当該市町村と連携協力する者（以下「高齢者虐待対応協力者」という。）とその対応について協議を行うものとする。

2 市町村又は市町村長は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は前項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護が図られるよう、養護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に保護するため迅速に老人福祉法第二十条の三に規定する老人短期入所施設等に入所させる等、適切に、同法第十条の四第一項若しくは第十一条第一項の規定による措置を講じ、又は、適切に、同法第三十二条の規定により審判の請求をするものとする。

(立入調査)

第11条 市町村長は、養護者による高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、介護保険法第百十五条の三十九第二項の規定により設置する地域包括支援センターの職員その他の高齢者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該高齢者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

2 前項の規定による立入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(警察署長に対する援助要請等)

第12条 市町村長は、前条第一項の規定による立入り及び調査又は質問をさせようとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該高齢者の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。

2 市町村長は、高齢者の生命又は身体の安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ適切に、前項の規定により警察署長に対し援助を求めなければならない。

3 警察署長は、第一項の規定による援助の求めを受けた場合において、高齢者の生命

又は身体の安全を確保するため必要と認めるときは、速やかに、所属の警察官に、同項の職務の執行を援助するために必要な警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところによる措置を講じさせるよう努めなければならない。

（連携協力体制）

第16条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するため、老人福祉法第二十条の七の二第一項に規定する老人介護支援センター、介護保険法第百十五条の三十九第三項の規定により設置された地域包括支援センターその他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。この場合において、養護者による高齢者虐待にいつでも迅速に対応することができるよう、特に配慮しなければならない。

（事務の委託）

第17条 市町村は、高齢者虐待対応協力者のうち適当と認められるものに、第六条の規定による相談、指導及び助言、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理、同項の規定による高齢者の安全の確認その他通報又は届出に係る事実の確認のための措置並びに第十四条第一項の規定による養護者の負担の軽減のための措置に関する事務の全部又は一部を委託することができる。

2 前項の規定による委託を受けた高齢者虐待対応協力者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由なしに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 第一項の規定により第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理に関する事務の委託を受けた高齢者虐待対応協力者が第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出を受けた場合には、当該通報又は届出を受けた高齢者虐待対応協力者又はその役員若しくは職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

（養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る通報等）

第21条 養介護施設従事者等は、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設又は養介護事業（当該養介護施設の設置者若しくは当該養介護事業を行う者が設置する養介護施設又はこれらの者が行う養介護事業を含む。）において業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

3 前二項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

4 養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けた高齢者は、その旨を市町村に届け出ることができる。

5 第十八条の規定は、第一項から第三項までの規定による通報又は前項の規定による届出の受理に関する事務を担当する部局の周知について準用する。

6 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項から第三項までの規定による通報（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）をすることを妨げるものと解釈してはならない。

7 養介護施設従事者等は、第一項から第三項までの規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

第22条 市町村は、前条第一項から第三項までの規定による通報又は同条第四項の規定による届出を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報又は届出に係る養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する事項を、当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護施設又は当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護事業の事業所の所在地の都道府県に報告しなければならない。

2 前項の規定は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市については、厚生労働省令で定める場合を除き、適用しない。

第23条 市町村が第二十一条第一項から第三項までの規定による通報又は同条第四項の規定による届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。都道府県が前条第一項の規定による報告を受けた場合における当該報告を受けた都道府県の職員についても、同様とする。

（通報等を受けた場合の措置）

第24条 市町村が第二十一条第一項から第三項までの規定による通報若しくは同条第四項の規定による届出を受け、又は都道府県が第二十二条第一項の規定による報告を受けたときは、市町村長又は都道府県知事は、養介護施設の業務又は養介護事業の適正な運営を確保することにより、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護を図るため、老人福祉法又は介護保険法の規定による権限を適切に行使するものとする。